

令和8年3月8峰町議会定例会会議録（第2日）

令和8年3月10日（火曜日）

議事日程第2号

令和8年3月10日（火曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 日程の追加について

第3 一般質問

追加日程第1 陳情第9号 最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める国への意見書提出の陳情書

出席議員（11人）

1番 笠原吉範	2番 伊藤一人	3番 奈良聡子
4番 芦崎達美	6番 菊地薫	7番 腰山良悦
8番 見上政子	9番 須藤正人	10番 門脇直樹
11番 山本優人	12番 皆川鉄也	

欠席議員（1人）

5番 水木壽保

説明のため出席した者

町長 堀内満也	副町長 田村正
教育長 鈴木洋一	総務課長 岡本勇人
財政課長 堀内敬文	企画政策課長 高杉泰治
建設課長 浅田善孝	防災町民課長 工藤善美
農林水産課長 堀内和人	商工観光課長 成田拓也
税務会計課長 今井利宏	福祉保健課長 菊地俊平
教育次長 山本節雄	学校教育課長 山本望
生涯学習課長 鈴木美由紀	農業委員会事務局長 内山直光

議会事務局職員出席者

議会事務局長 石上義久 議会事務局庶務係長 須藤佳奈子

午前10時00分 開 議

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

たくさんの傍聴者の方々、ありがとうございます。最後までよろしく願いをいたします。

5番水木壽保君から、入院治療のため欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、8番見上政子さん、9番須藤正人君、10番門脇直樹君の3名を指名します。

日程第2、日程の追加についてを議題とします。

総務民生常任委員会に付託中の陳情第9号の審査結果について報告を求められております。そのため、日程の追加については議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員会副委員長より報告願います。見上議会運営委員会副委員長。

○議会運営委員会副委員長（見上政子君） おはようございます。議会運営委員会副委員長の見上でございます。

ご報告を申し上げます。

本定例会において総務民生常任委員会に付託となっております陳情第9号について、菊地委員長より審査の結果について報告したいとの申し出があったことから、本日、議長同席のもとで議会運営委員会を開催し、本日の日程に追加することといたしましたので、ご報告いたします。

なお、陳情について、採択となった場合は意見書提出の発議を最終日に追加することになりますので、併せてご報告いたします。

○議長（皆川鉄也君） お諮りします。ただいま議会運営委員会副委員長の報告のとおり、陳情第9号を本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第9号は本日の日程に追加し、議題とすることに決定しました。

日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） おはようございます。

傍聴者の皆様には、朝早くからたくさんおいでいただき、ありがとうございます。最近になくたくさんの傍聴者がいらっしゃるの、いささか緊張しておりますが、最後までよろしく願いをいたします。

議席番号1番笠原吉範、通告に従いまして一般質問を行います。

本日は、ハタハタ館の「指定管理料の増額」と「指定管理者の公募」についての質問であります。

先月20日の議会全員協議会において、ハタハタ館の指定管理料の増額案が示され、翌日の新聞報道で大きく取り上げられました。それを見た複数の町民の皆様から、「ハタハタ館は大丈夫なのか。」、「ハタハタ館はなくなるのか。」などの心配する声が寄せられました。このことから、新聞報道や議会だよりを通じて県民の皆様にはハタハタ館の現状や今後のあり方などを理解してもらえるよう、一般質問を行うものです。

商工観光課の要望により、2月9日、教育産業建設常任委員会が開催され、「指定管理料の増額」と「指定管理者の公募」についての説明がありました。それを受け、委員会では「当初予算での3,500万円から5,000万円への増額は認められない。」との結論を得ました。

しかし、2月20日の議会全員協議会において、当局は何の改善案も示さぬまま、増額ありきの説明を繰り返すばかりで、委員会軽視と言わざるを得ません。

また、令和7年1月20日の議会全員協議会において、須藤議員の「ハタハタ館の改善計画を3年、4年かけて進めていき、改善されなかった場合は大きな決断ができるか。」という問いに対して、町長は「3年先、4年先は見えていない。令和7年度が勝負だと思っている。達成できなければ、その時点で解散になると思う。」と答弁しています。この発言についての見解を伺います。

「指定管理者の公募」については、築32年と老朽化が進み、現在の経営状況では手を挙げる企業を見つけることは厳しいと考えます。同業の大手企業などに直接出向くなど

の営業努力が必要と考えます。

新たな指定管理者をどのように公募していくのか。また、公募しても手を挙げる企業がいなかった場合、令和9年度のハタハタ館をどうするつもりなのか、お伺いいたします。

以上、よろしく答弁をお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。笠原議員のご質問にお答えします。

ハタハタ館の今後のあり方についてであります。

第三セクターが運営する観光施設については、コロナ禍での債務超過に加え、近年は人手不足や物価高騰等の影響もあり、全国的に解散や統合が相次いでおり、県内においても、この数年で複数の施設が営業を終了しております。

ハタハタ館についても、平成29年度以降、電気料金の高騰や人件費の上昇等により業績の悪化が続いており、令和4年度以降は、指定管理料を3,500万円に引き上げたものの、販管費率の上昇や売上げの減少に歯止めがかからず、令和8年1月末時点での累積赤字は1億3,000万円を超えるなど、依然厳しい経営状況が続いております。

会社としては、令和7年度を「勝負の一年」と位置づけ、今年度は、入浴料金の見直しやイベントの開催、営業強化による飲食部門の立て直し、リバースオークションによる電気料金の削減等に取り組んでおり、飲食部門については、前年に比べ345万円の増、電気料金については530万円の削減となる見込みとなっております。

また、宿泊部門については、令和6年度の稼働率には及ばないものの、高水準で推移しており、特に、この2月、3月は、宿泊助成事業の影響もあり、昨年と同期間と比べ宿泊者数が250人以上増加するなど、過去2番目に高い宿泊実績となる見込みであります。

さらに、JR東日本との連携事業にも力を入れており、今年度もハタハタ館を会場に、トレッキングと温泉を組み合わせた散策イベントや、ヨガを主体としたウェルネスツーリズム、直近では1月24日に山本酒造店主催の日本酒イベントが開催されるなど、五能線とハタハタ館を起点とした複数の事業を展開しております。

加えて、今年度は、総務省・経営財務マネジメント強化事業を活用し、第三セクターの経営に精通している公認会計士・世羅 徹氏を招聘し、計5回にわたり従業員や町職

員と意見交換等を行い、現状分析と課題解決に向けた取り組み、目指すべき姿などを確認し、2月27日付けで、今後の指針となる「経営戦略」として取りまとめを行ったところであります。

しかしながら、レストランや宴会を中心とする飲食部門については、今年度の取り組みにより一定の改善はみられたものの、最盛期であった平成24年に比べると、売上げは当時の3割程度にとどまっており、このことが慢性的な赤字から脱却できない要因の一つとなっております。

また、この10年間で能代市山本郡内の人口が約2万人減少したことを鑑みると、圏域内の人口に左右される飲食部門を当時の水準に戻すことは難しい課題であり、今後の対策としては、人口減少の影響が少なく、かつ利益率の高い宿泊部門での売上げの上積みや、新たな収入源の創出が必要となっております。

さらに、今回のマネジメント事業でも示されたとおり、第三セクターの運営において、温泉部門は指定管理料で補うべき性質の「非収益事業」に該当することから、今後も温泉部門での収益化は難しいものと考えております。

加えて、従業員不足も深刻であり、特に、管理職クラスの人材が不足していることが経営体制の脆弱さに繋がっているため、人員の再配置や幹部職員の確保、不採算部門の整理・集約等も含めた抜本的な見直しが急務となっております。

今後、会社といたしましては、観光庁の補助事業を活用して開発した東京ステーションホテル監修による新メニューの提供を4月から開始するとともに、飲食部門の原価率改善に取り組んでいくことで、売上げと収益性の向上に努めていくこととしております。

また、宿泊部門については、閑散期の打開策として宿泊料金の見直しや特別プランの設定等を行うとともに、新年度も継続して実施する宿泊助成事業との相乗効果により、より多くのリピーターを獲得できるよう、営業活動やSNS等を活用した情報発信に取り組んでいくこととしております。

さらに、経営体制の強化については、管理職クラスの人材不足は否めないものの、マネジメント事業で示された経営理念「人を大切にし、くつろぎと笑顔、感謝がめぐる宿」の共通認識を持つことや各種研修等を通じて、従業員の意識改革を促し、会社全体の組織力が向上されるよう、取り組みを推進していくこととしております。

一方、町では、今回5,000万円の指定管理料を予算計上しましたが、町の厳しい財政状況を踏まえつつ、適切に積算したものであります。

今後、投下資金が無駄なく、かつ効率的に活用されるよう、令和9年度以降の事業者選定については、同業種に関して深い知見を持つ民間事業者の参入を促すため、公募により事業者を決定したいと考えております。

既に、アポイントを取った複数の事業者からは、部屋数の少なさ等を理由に対応できないとの連絡があり、議員ご指摘のとおり、公募による民間事業者の参入は相当にハードルが高いものと覚悟しておりますので、まずは提案に応じてくれる事業者を確保できるよう、企業懇談会や企業訪問など、様々な機会を通じて交渉していきたいと考えております。

この1年間、「飲食部門の立て直し」、「電気料金の削減」、「適正価格の維持」を三本柱にハタハタ館の再建に取り組んできたところではありますが、結果的に全体の数値目標をクリアするには至らなかったものの、部門ごとにみれば、消費低迷期の社会情勢の中で一定の改善が図られたものと分析しております。

いずれにしましても、ハタハタ館の経営等について様々な意見があることは十分に承知しておりますが、同施設は、本町における観光振興の拠点であると同時に、体験センター利用者への食事・入浴の提供や在宅高齢者向けの配食サービス事業の受託など、一般的な宿泊・観光施設とは異なる性質を持つ公共性・公益性の高い施設であることから、引き続き経営の健全化に注力しつつ、同施設の設置目的である観光振興と住民の健康・福祉の増進が両立されるよう、様々な関係者と連携・協力しながら、再建、存続に向けた取り組みを推進してまいります。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、再質問ありませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） まず、通告した質問に答えていただけなかったもので、もう一度質問をいたしたいと思います。

令和7年1月20日の全員協議会です。ここに議事録が残っております。正確を期すためにちょっと朗読をいたしたいと思います。

須藤議員です。「この改善計画を進めていく。いいと思います。やってください。ただ、これが改善しなければ、ハタハタ館が改善しなければもう泥沼ですよ。ですから、この改善計画を例えば3年進めていく、4年で進めていく、そしてハタハタ館が改善されない。そうなった時の重大な決断ができるかどうか、それを聞きたいんです。」

それに対して町長は、「3年先、4年先は見ておりません。もう令和7年度が勝負だ

と思っていますんで、これで達成ができなければ当然借金を返せませんので、その時点で解散というようなことになろうかと思えます。」

これが議事録です。これに対する見解をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほど笠原議員からもあったとおり、借金が返されなければ解散ということでございます。一般的な企業としては、銀行からお金を借りていて、そしてそれが返せなければ倒産、あるいは、こういった組織であれば解散というようなことになろうかと思えますので、そういった趣旨でそのような発言をさせていただきました。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、ほかに再質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 町長もそうですが、担当課長も指定管理料の1,500万円の増額の説明で、人口減とかコロナとか燃料費高騰とかと言ってますけども、それが赤字になる理由であれば、民間の企業みんな潰れてますよね。なぜハタハタ館だけがそれを理由にするんですか、売上げが上がらないこと。私は不思議でなりません。町内のこういう個人業者でも、飲食店であろうが宿泊業者だろうが、潰れてませんよね。この違いは何なんでしょうかね。

で、1,500万円と軽く言いますけども、1,500万円ってどのくらいお金か分かりますか。能代山本の中小企業に勤めてるお父さんが、3年働いてももらえるか、もらえないかというお金ですよ。軽々しく増額必要だなんて言ってほしくないと思います。見解をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほどの答弁でも申し上げましたけども、当該施設はやはり公共性・公益性の高い施設でございます。そういったところをご理解いただき、当然ながら、議員ご指摘のとおり1,500万円は決して安い額とは思っておりません。その上で、今回5,000万円をしっかりと積算の上で提案しているところでございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、再質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） ここにですね、令和4年12月5日の全員協議会の資料がございま

す。これは当時、前町長のことですので、担当課長にちょっと伺いたいと思います。

この時はですね、指定管理料を3,500万円にさせていただきたいという当局の提案で開かれた議会全員協議会でございます。ここに3,500万円にする資料が載っているんですが、「指定管理料は基本的に5年同額とする。」って書いてるんですよ。まだ5年経ってないんですね。これについて担当課長の見解を伺いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） ただいまの笠原議員のご質問にお答えいたします。

当時、5年間の同額というふうに申し上げた内容につきましては、その後の想定できない様々な状況が生まれたことで増額がやむを得なくなったといったことでご了承いただきたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、ほかに再質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 様々な理由というのはどういうことでしょうか。詳しくお知らせください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。成田商工観光課長。

○商工観光課長（成田拓也君） 笠原議員のご質問にお答えいたします。

町としては、ハタハタ館の経営につきまして様々協力した部分、支援した部分ありましたけれども、人口の減少とか、それから物価高騰、そういった人件費、様々経済状況、社会情勢も変わってきた部分、売上げがなかなか厳しい状況が生まれたところがそういった部分にあると思っております。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、ほかに再質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 先ほども言いましたけど、人口減少とかコロナとか理由にならないんですよ。実際そういうのを努力で売上げ上げてる企業があるんですから。まずはですね5年間3,500万円でいってここに書いてるんですから、3,500万円でいって、努力をして、何ともならなかったら補正で対応するというやり方が筋なんじゃないかと思えますけど、いかがでしょう。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の再質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 笠原議員がご指摘の、この全員協議会の資料、私も見ているところでございます。確かに、指定管理料は基本的に5年間同額とするというふうに書いて

おります。そしてまたその下に、「中間年度に指定管理料の妥当性について検証するほか、不測の事態により経営に与える影響が多大な場合は、随時対応する。」というふうに記載しているところでございます。この文言を取って今回の、先ほど、今課長が言いましたけども物価高騰等、こういった影響が非常に高かったということで、今回積算した上で5,000万円を指定管理料として計上したところでございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、ほかに再質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 今、その指定管理料の増額については、言ったり来たりしててもらち明きませんので、次に行きたいと思います。ただ、修正動議が最終日に出ると思いますので、それが通るか通らないか私も分かりませんが、そういうことですのでお願いをいたしたいと思います。

指定管理者の公募についてですが、公募して営業活動をしても見つからない。令和9年度から受けてくれるところがない。そういった場合にはどうするつもりなのかを伺いたしたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） これも前回の全員協議会でお示したところでございますけれども、ここにはですね交渉が不成立の場合のところもありますけれども、いずれ、まあこれは会社側の判断になるので、なかなかここでは申し上げづらいところではありますけれども、ほかの民間プラス、ハタハタの里事業株式会社もこれには手を挙げるんでないかというふうに期待しているところでございます。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、ほかに再質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 公募しても手を挙げる業者がなかった場合ですね、飲食部分と温泉の部分とですね町直営にするという考え方もあるかとは思いますが、その辺についての見解をお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 当然ながら、この資料にもですね「直営」という文字は当然ながらあるわけでございますけれども、おそらく飲食はなかなか町、行政が運営するっていうのはなかなか難しいのかなと思ってますし、また、ほかの市・町の状況を見ますと、町営でやった温泉施設ありますけれども、かなり経営状況も厳しいというようなところ

も聞いておりますので、そこあたりはそういった研究を含めながら検討していかなきゃいけないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（皆川鉄也君） 1 番議員、ほかに再質問ございませんか。1 番笠原吉範君。

○1 番（笠原吉範君） 間もなく令和 8 年度が始まっていくわけですけども、ちょっと小耳に挟みましたが、幹部職員がいなくなるという話も聞きました。非常に令和 8 年度の行方が不安であります。誰がどのように従業員を教育していくのか。誰が経営の責任を持つのか。全然分からないような状況だと思うんですけども、その辺についてはいかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。

○町長（堀内満也君） 議長、ちょっと休憩をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。

午前 10 時 25 分 休 憩

.....
午前 10 時 26 分 再 開

○議長（皆川鉄也君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

町長としての立場で回答をお願いします。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほどの答弁でも少し触れましたけれども、やはり幹部職員の不足っていうところもかなり影響があるかというふうに思っております。そういったところをやはり会社の取締役会等を通じてですね、そうしたところをしっかりと改善していくように求めていくよう、我々からもしっかりと伝えていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 1 番議員、ほかに再質問ありませんか。1 番笠原吉範君。

○1 番（笠原吉範君） まず、町長として答弁いただいたわけですけども、やはりですね、私は宴会とかその他でハタハタ館行くわけですけども、やはりちょっとですね、町長がいる場合はいいんですが、町長がいる場合といない場合では、もう職員の対応がまるっきり違うんですよ。というのは、先月ですね、ちょっとある会があって、七、八人でしたけどもハタハタ館で宴会やりましたけども、6 時から始まってですね 7 時半にお酒のおかわり欲しくてもですね、2 階の厨房が暗くて誰もいないんですよ。下まで呼びに行くというような状況だったんです。2 時間で終わりますから、宴会というのは。もう誰

か一人か二人張り付いてなきやいけないはずなんですよ。そういう意味ではですね、まるっきりその従業員の教育がなっていないというふうに思います。ですから、町長はなかなか、社長とはいえ、たびたび足を運ぶことは難しいと思いますので、やはりですね職員を教育できるような、そういう人がいなければですね、まず回っていかないですよ。まあ町長とか副町長とか町当局がいれば、緊張してそういうことはないんでしょうけども、我々一般が行くとですね、そんな感じなんです、実際は。誰か、私は前から話してるんですけども、民間から優秀な人をですね高い給与払ってもいいから連れてこなければ、もう持ちませんよ。1,000万円給料くれてやったって、5,000万円の売上げ上げてくれればいいわけですから。そういう思い切った改革が必要だと思います。いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の再質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） そういった指摘は何度も議員の方からもいただいているところがございます。いずれそうした粗相がないよう、失礼がないようにですね、やはり社内教育というのは大変重要な話だというふうに思っております。私も町長という立場でございますけれども、しっかりと株主としてですね、そういったところ会社側に伝えていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、ほかに再質問ありませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） これで最後にしたいと思いますが、今、私が縷々申し上げたこと、指定管理料は最終日までどうなるか分かりませんが、まず与えられた中で精いっぱい努力をしていただきたいということ、そして何よりもやっぱりですね、売上げが上がらないことをコロナとか人口減のせいにしてるうちは駄目ですので、商売として。それは肝に銘じていただきたいと思います。担当課長も町長も肝に銘じていただきたいということを申し上げて終わりにします。答弁は要りません。

○議長（皆川鉄也君） これで1番議員の一般質問を終わります。

次に、9番議員の一般質問を許します。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 職員以外の傍聴者の皆様、今日は本当にご苦勞様でございました。一生懸命、一般質問をさせていただきます。

御所の台エリアの再構築構想についてお伺いをいたします。

この構想は、前町長が発案した構想であります。国際航業からプランをいただいて、

そしてこの事業を進めていこうということでやってきましたが、まあこの事業は交流人口を増やして、そして八峰町の観光振興に繋げていこうというような事業であります。

昨年7月に、この国際航業で出した概算を含めた説明がありました。ハタハタ館の改修に1億6,000万円、外壁工事ですね。そして既存の施設の改修に、これもまた1億6,000万円。委託料に6,400万円。道の駅の新設に1億1,600万円。5億円のお金がかかるんですね。いや、これからやろうとすればもっとかかるでしょう。七、八億円かかるのではないかというふうに言われております。この八峰町の財源の中で、このお金を予算を立ててですね、この事業を進めていくというのは、もう失敗は許されない、大変先行きが厳しい、そういう事業であります。

令和七、八年度をかけて、このプランを自前で作成するという事になっておりますが、令和八年度の施政方針の中で、町長は、このことに対しては一切触れていないんですね。この事業をこういう過程でプランを立てて進めていくということが一切ありませんでした。それで令和八年度中にはこの構想をまとめると言っているんですね。果たしてその構想が、この状態の中でできるのか。知見を求めるコンサルタントの予算もない。ワークショップの策定委員会の予算も入っておりません。入っていないから予算説明もないわけです。どうするんですかね。

今、笠原議員のハタハタ館の問題がございました。大変な経営危機に面しております。私はこの構想を進めるのであれば、やはりハタハタ館が核になるのではないかというふうに思っております。ハタハタ館が核になって、そしてこの周辺にですね、いろんな施設を、民間の力を活用しながらいろんな施設を設けていく。そしてにぎわいを醸成していくというような、そういう事業であると思いますが、今のこのハタハタ館の問題を考えると、到底核とはなれない、そういう状態が続いております。

私は町長に言いたいんです。このまま進めて、この大きなお金をかけてですね進んでいっても、やがては旧サンタランドのように、岩崎村のサンタランドのようになってしまふ。椿山のようにしてしまうのでないか。そうなるのではないか、非常に危機感を持っております。はっきり言って、私はこの事業はやめた方がいい。ここで一旦立ち止まってですね、社会情勢、人口の動向、そして八峰町の財政、そういうものを考えていきながら、まあ将来そういうものがよくなった時にですね、もう一回プランを立ててやっていく。今このまま進んでいってもですね、私は絶対失敗する。人は集まらない。そして民間もですね、この事業には参入しない。そう思っております。

2月にワークショップを開催しております。町長はその中で、ようやくスタートすることができたと言っているんです。果たしてスタートしてますかね。1年経ってもスタートはしてないと思います。そしてこのワークショップ、まだその昨年2月に開催したきり2回目も開催しておりません。本当に町長がこの事業に対してやる気があるのかどうか見えないんです。どうかこの事業をですね、もう一回立ち止まって、そして考え直してですね、いただきたい、それが私の思いであります。大きなお金がかかります。八峰町の財政にとっては大変な負担になります。どうかもう一度考えてほしいというのが私の考え方です。町長のご意見をお伺いします。

終わります。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
堀内町長。

○町長（堀内満也君） 須藤議員のご質問にお答えいたします。

御所の台エリア再構築構想についてであります。

本構想は、令和5年6月、ハタハタ館やあきた白神駅、オートキャンプ場等が整備されている、御所の台地区の複合観光エリアの再構築を目指すために策定されたものであります。

当初は、舵取り役となる民間事業者の参入を促し、その事業者よりエリア全体の詳細プランが作成されることを期待しておりましたが、令和6年以降、複数の事業者と意見交換や現場視察等を行ったものの、事業者から合意に至るような提案がなかったため、昨年7月の議員懇談会でもお示ししたとおり、現在は町単独でも実施できるものから、順次取り組みを進めているところであります。

また、直営版・未来ビジョン策定にあたり、「道の駅の移転に係る経費試算に関すること」や「御所の台オートキャンプ場の改修に関すること」、「ハタハタ館の飲食部門の強化に関すること」など、6項目を早期に整理する優先事項として掲げており、その中には、本構想の実現には欠かせない白神山地の活用に関連した取り組みについても明記しております。

町では、このうち、4項目については今年度から事業に着手しており、観光庁の地域観光魅力向上事業等を活用した「新メニューの開発」や「ツアー商品の造成・販売」、県の森林環境整備事業を活用した「散策路の整備」等に取り組んでおり、新年度においても関係予算の一部を予算計上しております。

また、昨年2月には、地域資源を活用したまちづくりに定評のある株式会社チームネットの甲斐徹郎氏を講師に招き、「御所の台をエントランスとしたまちづくり」をテーマにしたワークショップを開催し、商工会や地元事業者、住民の代表者など、多様な関係者が一堂に会し、本構想のあり方について意見交換等を行ったところであります。

しかしながら、民間事業者参入の見通しが立っていないことや、費用対効果を勘案した場合の道の駅移転の是非など、本構想の実現に向けては様々な課題があります。

今後、町といたしましては、当町沖の洋上風力発電事業者やその関連会社、首都圏等で開催される企業誘致懇談会等を通じて、本構想に賛同し、連携して取り組んでいただける民間事業者の確保に努めるとともに、総務省のマネジメント事業等を活用し、観光地の再開発等に精通した専門家の招聘等についても検討を進めてまいります。

また、優先事項については、令和8年度は、留山散策路の整備が最終年となるほか、アウトドアエリアの整備についても、現在、国事業の申請を予定しており、詳細については、採択後に改めて事業提案したいと考えております。

さらに、今年9月には、アウトドアエリア周辺を会場に、秋田県、青森県、深浦町、モンベルとの官民連携事業となる、白神山地の魅力をアクティビティ体験で発信する「SEA TO SUMMIT」が予定されており、本企画を通じて同エリアのソフト面での活用についても検討を進めてまいります。

加えて、本構想に関する話し合いの中で再三議論されている道の駅はちもりの移転については、令和5年6月時点で移転にかかる費用が約5億円と試算されており、町の財政状況を踏まえると、資金調達に一定の目処がついてから進めるべき案件であると考えております。

いずれにしましても、本構想の全体像を描くにはもう少し時間を要するものと考えておりますが、引き続き、北東北を代表する観光拠点を目指し、私自身、アンテナを高く張りつつ、各方面の関係者に働きかけながら事業を進めてまいります。

なお、未来ビジョンの策定については、現在、優先事項について順次取り組みを進めており、令和8年度中には、実行性・実現性の高い短中期的な計画として取りまとめたいたいと考えております。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 9番議員、再質問ありませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 国際航業で出した概算金、これは5億円かかる。そしてまた基本

的なこの構想、基本的なものだけやってもですね5億円かかる。5億円近くかかるんですね。ほとんど5億円。だからそういうハードな事業をやって5億円。そしてソフトとか、まあハードなりますかね、散策路を造る、そういうものを整備してもですね5億円かかるという概算が出てるんですよ。やっぱり大きなお金がかかっていくんですね。そして民間の活力を活用するというのも、今の時点ではままならない。そうなるんですね、やはりこれはもう今言ったように基本的な部分だけを少しずつやっていると、そして例えば建設、建物ですね、そういうものはもうやめてですね、ハタハタ館の外壁の改修もやめて、既存の、ハタハタ館の内部の既存の整備もやめて、そういうふうな形にはできないんですかね。

まあ今、トイレの道の駅の新設ももう少し考えてみたいということがありました。前には配置の問題もあるから、道の駅だけは持ってこれないというようなことも町長は言っておりました。これはですね、やはりそういうお金のかかるハードの部分をやっぴりもう少し時間をかけてみると。そして、その今年度中に作るプランもですね、やはりそういうものを抜いた形のプラン、そういうものを作っていただきたいと思うんです。町長どう思いますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の再質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 議員ご指摘のとおり、町の財政状況も非常に厳しい状況でございますし、そしてまたご指摘のとおり、道の駅の移転だけでも相当な額がかかるところでございます。いろんな国の補助だったり、県からの支援なんかを受けながらですね、そういった町の持ち出しはなるべく少なくしようというふうにしても、それでも相当な額がかかることは間違いございません。そしてまた我々が進めておりました各民間事業者と協力につきましても、先ほど答弁したとおりですね、なかなか進んでいないという状況を踏まえますと、我々がイメージしたものはなかなかこうすぐにできるというような状況にはございませんけれども、まずは今、町の財源を少なくともですね、少ない額でありますけれども、それを少しでも活用しながら、できる範囲のことをやっていこうということで、この町直営版のビジョンを作ることとしているところでございます。

先ほど答弁で申し上げましたとおり、その一部につきましては既に今年度進めているところでございますし、新年度はですね大きな予算はつけていない状況ではありますけれども、今、国の方の事業にですね手を挙げて、採択された暁にはですね改めて議員の皆様にとしっかりと内容を説明したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに再質問ございませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 国際航業のこのプランを我々に説明した時ですね、もう財源は起債と一般財源、これしかないんだと、補助金はないと、ゼロになってますね。そういう状態なんですよ。全部が町の負担になってくるわけですね。そうなるとですね、今、町長が話したように、やはり今後の八峰町の財政を考えた時にですね非常に厳しいものになってくるというふうに考えるわけです。ですから、もういろんなものはやめてほしいんですよ。やめてほしい、今の段階では。進んでほしくない。このプランをですね今年度中に、この再構想構想を、プランを立てる時にですね、やはり今の財源で、八峰町の財源でできる、本当のできるものだけをですね進んでいって、大きなプランというのは私は作る必要がないのではないかと。

道の駅もですね新設するのではなくて、もう少し我慢してもいいような気がします。そして人口の動向とか社会情勢、八峰町のもちろん予算、それを協議してですね、このプランを立てていくと、そういう形に持って行ってほしい。でないと私は、ここをですね思い切り開発してもですね、お金をかけ開発しても、到底人が集まってくると思えない。どうでしょう。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の再質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほど来、議員の方から出ております国際航業の成果品、あれは確かゾーニングをしっかりと作らせていただきました。1,000万円ほどかかった事業でございますけれども、私、それを全て諦めたわけではなくて、その中でも町で今できる部分をやっというところで、今、この町版のビジョンを作っているところでございます。国際航業で作ったゾーニング、あれを全て実現するとなると、やはり冒頭申し上げましたとおり、民間事業者の資金力が非常に不可欠でございます。現状ではそういった協力事業者が現時点にはおりませんので、まずはですね、先ほど申し上げましたとおり町でできるところを少しずつ進めながら、まあその進めていく上でですね新たに民間事業者の協力が得られるようなタイミングがあればですね、改めてゾーニングが実現できるような取り組みをしっかりと進めていきたいなと思っております。

現時点については、議員おっしゃるとおり、そういった事業者がおりませんので、繰り返しになりますけれども、町でできることを少しずつ進めていこうということでございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 9番議員、再質問ございませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） まあ令和8年度中、新年度中に、このプランをですね策定するということでもあります。そして、新年度中ですから来年の3月いっぱいまであるわけですが、その中でですねプランをしっかりと、今現在できる、なり得るものをですねプランを立てて我々に説明をしてほしい、そう思います。

○議長（皆川鉄也君） 答弁必要ですか。

○9番（須藤正人君） いいです。

○議長（皆川鉄也君） これで9番議員の一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。11時より再開いたします。

午前10時51分 休 憩

午前11時00分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、7番議員の一般質問を許します。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） 傍聴者の皆さん、ご苦勞様です。

7番腰山良悦です。通告によりまして質問させていただきます。

1問目であります。農林漁業・観光振興について伺います。

今後、農林漁業を取り巻く環境は、物価高騰、高齢化、後継者問題などにより厳しい状況になってくると考えられます。生産性の向上を図り、安定した収入により若者が定着できるような環境づくりが必要と考えます。

町では、これまでの支援策に加え、今後新たにどのような支援でもって振興を図る考えがあるのか伺います。

2点目に、町の農林水産物を有効活用し、飲食店、宿泊、観光施設等と連携することで、観光に繋がる取り組みを考えないか伺います。

次に、2問目であります。空き家対策について伺います。

1点目に、現在の空き家の数はどのようになっているのか。

2点目、住民が相談に伺った場合、窓口でどのように助言・対応されているのか伺います。

3点目であります。空き家バンク、解体補助金以外の支援も考え、空き家問題を解消

する考えはないか伺います。

4点目であります。一連の業務を代行する民間業者と連携し、空き家の解消を図る考えはないか伺います。

3問目であります。高齢者対策について伺います。

後期高齢者の一人暮らし、二人暮らしの世帯数はどのようになっておりますか伺います。

2点目、介護認定を受けていない、自宅で過ごしている高齢者への生活支援の現状はどのようになっておるか伺います。

次、3点目であります。今後、安く入居できる、共同生活できる集合住宅を整備する考えはないか伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの7番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
堀内町長。

○町長（堀内満也君） 腰山議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、農林水産業の振興策についてであります。

ご承知のとおり、農林水産業は町の基幹産業であり、これまでも農機具購入費の支援やきのこと栽培農家への支援、杉の植栽・下刈に対する支援、漁具購入費の支援など多くの支援を行ってきたところであります。

一方で、町の人口は加速度的に減少しており、農林水産業従事者についても担い手の不足が顕在化してきております。

このため、町では作業効率が重要と考え、国や県と連携したスマート農業に対応した機械の導入支援や、ほ場の区画拡大を目的とした事業を推進しております。

また、地球温暖化等の影響により海の環境も変化し、特産品であるハタハタが不漁となるなど、これまで獲れていた魚種が様変わりしており、今後は作り育てる漁業が重要と考え、岩館漁港の静穏域の整備や藻場の再生事業等に取り組んでいるところであります。

今後は、農業再生協議会において新たな振興作物について議論いただき、例えば干し芋などの試作に取り組むなど、新たな町ブランドの返礼品等の開発に着手し、町の農林水産業の振興に取り組んでまいります。

次に、農林水産物を有効活用した観光振興についてであります。

本町は、日本海と白神山地に囲まれ、自然環境に恵まれた立地条件にあり、新鮮な魚介類が水揚げされるほか、多種多様な農産物が生産されるなど、本町は食材の宝庫であります。

こうした中、町では今年度、地域食材を活用した新たな食メニュー開発事業を行っており、東京ステーションホテルの総料理長と副総料理長からご協力をいただき、町内産の椎茸を丸ごと使った白神メンチカツや峰浜梨の特製だれをかけたローストビーフ丼など、5品の新メニューが完成したところであります。これら新メニューの発表・交流会には、町内の飲食等の事業者にも参画いただき、地元食材を活用した新メニューづくりの機運の醸成を図ったところであります。

さらに、例年8月に行われているアワビの里づくり祭りには、県内外から多くの方が訪れており、アワビの稚貝の放流体験と海産物のバーベキューを組み合わせた町を代表するイベントとして、にぎわいの創出と交流人口の拡大に寄与しているところであります。

しかしながら、地域食材の活用については、昨今の物価高騰等により町内飲食店での利用に繋がりにくい状況があるものと考えており、今後は、現行の補助事業等を通じて、町の農水産物が観光資源として活用されるよう、商工会や観光協会等と連携し、取り組みを進めてまいります。

次に、「空き家対策について」であります。

近年、人口減少や既存の住宅・建物等の老朽化、社会的ニーズの変化等に伴い、空き家等が年々増加しており、空き家対策は、本町だけでなく全国的な課題であると考えております。

このため、町では「八峰町空き家等対策計画」を策定し、空き家等の発生抑制や適正な管理、利活用のほか、老朽化した空き家等の自主的な除却や管理不全の空き家対策などの5つを基本方針と定め、空き家対策に取り組んできております。

令和元年に実施しております「空き家実態調査」の結果を基に、取り壊したものを減じた空き家の件数は、令和7年3月末時点で432棟、このうち管理不全により危険な状態にある空き家は63棟と把握しております。

一方で、「空き家等対策計画」の最終年度が令和7年度となっていることから、現在、改めて町内全域の空き家の実態調査を行っているところであります。

また、町で行っている空き家バンクには、現在12件の物件が登録されておりますが、

受付や相談等の対応は随時行っており、交渉成立の際には、町と連携協定を締結している「宅建協会能代山本支部」や「はっぼう宅建紹介」から契約書作成などのご協力をいただいております。

さらに、県では、年に1回程度であります「空き家相談会」を実施しており、秋田県宅建協会や秋田県司法書士会などの関係団体と連携し、相談内容に対し適切な助言や情報提供を行っているところであります。

加えて、空き家バンク及び解体補助金以外の支援については、「八峰町住まいづくり応援事業」の項目の1つとして「空き家購入等支援事業」を行っており、購入後の増改築なども補助対象となっております。

いずれにしましても、管理不全の空き家は周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼすほか、害虫や害獣の住処となるリスクがありますので、引き続き計画に沿った取り組みを進めるとともに、国に対し空き家解体に要する費用助成制度の働きかけを行うなど、適切な空き家対策に努めてまいります。

次に、「高齢者対策について」であります。

住民基本台帳上の、令和8年3月1日現在の後期高齢者の一人暮らしは673人、二人暮らし世帯が209世帯418人、合計1,091人となっております。

介護認定を受けていない高齢者の生活支援につきましては、後期高齢者医療、介護保険事業による予防事業のほか、一人暮らし高齢者等見守り事業や配食サービスなどの町単独事業、地区民生委員による見守り活動などがあります。

また、令和6年7月には社会福祉協議会が主体となり、「八峰町地域資源のしおり」を全戸配布しており、高齢者が必要とするサービスを分かりやすく案内する冊子となっております。

これら事業が必要とする高齢者へ適切に講じられるよう、今後も関係機関が連携を取りながら、実情に即した対応を心がけ実施してまいります。

なお、集合住宅整備につきましては、現在町にはありませんが、都市部には民間事業者が実施している事例があると聞いておりますので、今後は関係機関と連携し、町行政としての関わり方等について研究してまいります。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 7番議員、再質問ありませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） 農林漁業でありますけれども、の振興について伺います。

町の現在、農業ですけれども、米づくりであれば農地の集積化や労働力の省力化によって頑張っております。しかしながら、それで昨年は価格の高騰でだいぶ所得が出ましてですね、農家の皆さん、米農家の皆さんは非常によかったといたしますか、よかったのではないかと、このように思っております。しかしながら、米も、この先どうなるか、価格がどうなるか、また消費がどうなるか、いろいろこう不安な要素があると思います。しかしながら、今、若い人方が一生懸命法人で頑張っておる姿は非常にいいとは、これは思っております。まあできるだけ、また今後、こういう米づくりの人方を応援してやってもらえればいいのではないかと、このように考えます。

あと、シイタケ生産とかネギづくりのこういう人方は、やはり労働力不足でこれからいろいろと、物価の高騰等でいろいろと経営が難しくなってくるのではないかと思いますので、引き続き、できる限り支援していただければよろしいのではないかと、こういうふうにご考えております。

あとですね、前にも私提案したことがあるんですが、高齢になっても作ることができる畑物ですね、高収益の畑物、そして市場で求める畑物といたしますか、そういう品目を奨励してですね頑張ってもらえればいいのではないかと思っております。それで、この前、委員会で予算で見たんですが、アスパラを作る人が何かいるそうで、こういうのがまた広まっていけばよろしいのではないかと思いますので、いろいろと考えてそういう高収益の高齢者でもできる作物を奨励して、少しでも農家の人方が収入を上げることができるように支援していただければ、このように考えております。

それと、町の農水産物の有効活用ですが、これまで何回かやっておられるようですが、まだまだ力の入れようが少ないような気がしております。例えば魚でも多く獲れた時はそれを飲食店や宿泊、それから観光施設等に提供して、そして八峰町ではいつでも、いつでもというか、このように新鮮な魚の料理が、魚であれした料理が提供しているということでお客さんに来ていただくような、そのような取り組みをしていただければいいのではないかと思います。魚ばかりでなく農産物もいろいろとその、何といたしますか、それを、新鮮なそれ、収穫があった時に、それを最大限活用してですね、それで、どういう料理が、どういう料理というか、料理をいろいろと考えてみて、それで観光客を引き寄せるといたしますか、そういう方法もあってもいいのではないかと。ただ売るばかりでなく、いろいろとその知恵を出してやることもまた必要ではないかと、このように考えております。

1 問目については私の考えとしてそういうことをあれですけども、もう一度、町長の考えを伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの7番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 腰山議員のご質問にお答えいたしますけれども、1問目についてはいいってことです。2問目の観光振興の方でございますけれども、ご指摘のとおりですね、町の特産品、まあ魚であれ、農産物であれ、そういったものを飲食業者にですね展開して観光振興に繋げるというのは、大変いい考えであるというふうに思っております。

実は昨年ですね、八峰町で獲れております輝サーモンでありますけれども、町内の飲食業の方からですね、なかなか手に入らないといった要望がありまして、また観光客の方からも、どこに行ったら食べれるんだというような話をよく聞いたところでございます。これを受けまして、商工会の方に、できれば町内の飲食店にそういったサーモンが行き渡るように、商工会が窓口となってしっかりと手配してほしいという旨、私、機会を捉えて言ったところでございます。今後は、そういった状況でございますので、まずはですね地域の特産がしっかりと飲食業者さんが手に入れるような、そんな環境づくりをできるように、しっかりと町としても進めていきたいなというふうに思っております。よろしいですか。

○議長（皆川鉄也君） 7番議員、ほかに再質問ございませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） この1問目に対しては特にあとはあれなんですけど、やはりもう少しPRもまた必要だと思います。せっかくあれしてもお客さんが分からなければ、何もそのやった意味がないと思いますので、やはりどうすればその、どういう広告、宣伝すれば集まってくるかというような、それに力を入れることが成功のあれだと思いますので、一生懸命そのPRに努めていただきたいと思います。

1問目はこれで終わります。

○議長（皆川鉄也君） 答弁必要ですか。

○7番（腰山良悦君） いいです。

○議長（皆川鉄也君） それでは、2問目の方の空き家対策について再質問ございませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） 町でもこの件に対しては、いろいろと対策、対応しておられるよ

うです。ただ、減るよりも増える、増えるっていいですか、増えた方が多いといいですか、そういう点で何かその空き家が全然、あ、全然でなく、何もなくなっていないというような感じを受けます。私ばかりでなく、やはり住民の方々もそのようにおそらく感じていると私は考えております。

あと、その解体、あと空き家バンクとか、それはそれとしてですね、危険でもそのまま放置しているっていうか、放置されている空き家がやはり見受けられます。そういうことに対して住民もやはり危険を感じておりまして、何とかならないかというような相談を受けることもあります。例えば、ちょっと、ちょっとした修理でもってそれを改善することもできると思いますので、町ではその持ち主から要望があった場合ですね、自分でできないということで何とかしてもらえないかというような住民の要望があった場合、一部でもいいですので助成していただいてその改善をしていただければいいのではないかと、そのように考えております。その点について町長の考えを伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの7番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。工藤防災町民課長。

○防災町民課長（工藤善美君） ただいまの腰山議員のご質問にお答えします。

危険な放置されている空き家の件について、町の方で修繕等できないかというふうなご質問であったかと思うんですが、空き家であろうが、あくまでその建物は個人の資産でございます。で、町といたしましては、所有者に対しまして修繕または取り壊し等の改善要望といいますか、改善の方のお願いですね、そちらをしていただくように通知しております。それは1回だけでなく何回か、住民の方からもお話がございますので、その都度というわけにはいきませんが、できるだけ所有者の方と連絡を取りながら改善の方に進めていくような形に持っていっております。

現在町といたしましては、あくまで個人の資産に対しまして手をつけて改修・修繕等をするというふうな予算は持っておりません。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 7番議員、ほかに再質問ございませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） 今のこの点についてですね、確かに個人のあれで、個人の義務といたしますか、それであれするっていうことは分かりますけれども、結局ここに住んでなくて放置されている場合とかそういう場合は、やはり近くのその住宅の人方がですね、やはりどうすればいいのかと、持ち主もなかなかどこにいるのかも分からないし、そう

というような、結構そういう空き家もあると思うんですよね。やはりそういうことであれば、やはり町としてこれでは危険だなということであれば、全面的に直すということでもなくとも、そのある一部をあれしてほしいという、危険回避のために補修すると、補修してやると。それもまた一つの私は空き家の問題を解消する手だてだと私は思いますが、どうでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの7番議員の再質問に対し、答弁を求めます。工藤防災町民課長。

○防災町民課長（工藤善美君） ただいまの腰山議員のご質問にお答えします。

実を申し上げますと、本当に微細な故障といえますか、うちが壊れた場合、例えば窓が割れたとか一部が倒れてきたとかっていう場合には、町の職員で対応できる範囲で補修等は行っております。あと、周りの近隣のうちに屋根のトタンですね、トタン等が飛散して危険な場合、あとそうですね、外壁とか、あと軒天とかが飛んでいく場合というのも実際の例でございました。そういった場合にはもちろん寄せることもございますし、危険な場合には網をかけて飛散しないように補修といえますか、安全確保をするというふうな予算は持っております。ですので、あくまで補修ではなくて、危険な空き家に対しての安全確保というふうなことは町で行っておることをお伝えします。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 7番議員、ほかに再質問ありませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） いずれきめ細かなその対応をしていただきたいと思いますので、どうかひとつよろしくお願いします。

空き家対策についてはこれで終わります。

○議長（皆川鉄也君） はい、どうぞ。3番目の質問どうぞ。

○7番（腰山良悦君） はい、議長。

○議長（皆川鉄也君） 7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） 高齢者対策についての再質問をさせていただきます。

結構、健康といえますか、いや、医者にかかっているけれどもそれなりに健康で、一人で頑張っている後期高齢者の方がたくさんおります。それでですね、いろいろと町のサービスで配食サービスとか、それから見回りサービスとかこうやっておるようですが、やはり本人としてはですね、まだまだ何かこう心の寂しさといえますか、不安といえますか、そういうのを持っている方がたくさんおるように私は感じております。町と

しても社協を通して、民生委員とかそういう方々にお願いしていろいろとサービスとい
いますか、対応をしておるようですが、やはりその民生委員とかの数も限られておりま
すし、時間も制約されておりまして、なかなか大変らしいですね、話を聞くところ。だ
からといって、高齢者の方々はやはりその時その時にいつどういふことがあるか分か
らないと。そういうことで不安を抱いてるわけなんですけど、何かこう、そういう不安を払
拭するために何かしらの対応とといいますか、そういう、何かのその方法でもってです
ね、例えばいろいろと集まりを開いてやるとか、やっちはいるような地域もあるよう
ですが、そういうあれでお互い話し合いの場をあれして心の支えになってもらうとか、
そういうような、まだまだできるサービスが私はあるのじゃないかなと感じておるわけ
なんですけれども、その点、町としては何か別の方法でもってそういう支えになるよ
うなあれがあるか、その点伺いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの7番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。菊
地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） ただいまの腰山議員のご質問にお答えします。

確かに町ではたくさんの事業をやっております。そのほかに、地域の方々を対象とし
た通所事業ということで、歩いて通えるような、自分たちでできるような介護予防事業
を行っておりますし、社協さんの方でも介護予防事業を各地で行っております。それで
形を変えながら行っておりますので、議員の意見を参考にしながら、また事業の方を膨
らましな展開してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 7番議員、ほかに再質問ございませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） やはりこういう高齢者の方々に、施設に入らなくても、うちで頑
張って生活できるように、頑張ってもらえるように、生活できるように、いろいろと周
りで見守ってやってやる方がいいのではないかなと、このように考えております。

以上です。これで終わります。

○議長（皆川鉄也君） 答弁は必要ですか。

○7番（腰山良悦君） いや、答弁要らないです。よろしいです。

○議長（皆川鉄也君） これで7番議員の一般質問を終わります。

休憩します。

午前11時31分 休 憩

.....
午前11時31分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、11番議員の一般質問を許します。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） おはようございます。

議席番号11番山本です。通告に基づいて質問いたします。

はじめに、移住者の住宅支援についてであります。

移住政策は、町が将来にわたり持続可能な地域を実現するためには、多様な人の力が求められます。地域の暮らしに引かれて移住した若い世代が新しいまちづくりの担い手となり、刺激を受けた地域住民が活力を取り戻し、さらに移住者が増えるという好循環を創出していくことが移住施策の目的であると考えます。

町では毎年、首都圏での移住相談会の参加をし、今まで移住定住に繋がる取り組みをしていますが、改めて首都圏からの移住関心層に対してどのような取り組みをしているのでしょうか。

過去の移住相談件数に対し、移住に繋がった件数はどの程度なのでしょう。

全国の自治体の一部では、家賃が無料または実質無料になる支援制度を整備しています。代表的なものには一定期間の居住を無償で提供するお試し住宅制度や、定住を前提に家や土地を支給する家付き支援制度、家賃の一部を補助する制度があり、住まいや生活コストに不安を抱える移住希望者にとって魅力的な選択肢となっています。

空き家支援制度では、空き家や町営住宅など、長期定住を前提に無料または極めて低額で提供する制度です。例えば15年住み続ければ無償譲渡される、数千円の家賃で長期契約できるなど、結果として住まいにかかるコストを限りなくゼロに近づける仕組みが用意されています。

我が町でも人口減少対策として移住促進に力を入れているところでありますが、空き家は増加傾向にあるほか、町営住宅は一部空き家となっています。空き家は放置すれば老朽化が進む一方、適切に管理できれば地域資源であり、移住の受け皿として重要な役割を果たすものでもあります。

町営住宅等の空き家解消のための見直し、あるいは見直しはどのように考えていますか。

若い人たちの住宅費負担が増え、収入がそれほど高くない若者世代にとって住宅の新

築や購入はハードルが高く、空き家バンクにおいては状態の良い物件はそれほど多くもなく、また、賃貸住宅を借りる場合であってもニーズに合う物件も多くない現状です。

町には空き部屋や空き家があります。単身者や高齢者、住む場所に困っている時に入居できることこそ町営住宅の存在意義であり、本町の役割ではないでしょうか。単身者用、一般用と区別し、ただ空き家にしておくよりは柔軟に対応し、一人でも入居してもらった方が、建物にとっても住民にとってもよいのではないのでしょうか。

また、以前は多くの子育て世帯が入っていた住宅でも、一定の収入が上がった時点で即退去勧告が勧奨され、若い人たちがどんどん出ていってしまい、残るのは高齢者世帯と空き家ばかりという状態で、これでは自治会も成り立たないと住民が困り果てております。こうした状況も、収入の条件緩和や若い人が入りたがらない古い部屋をリフォームするなど、改善の方法はいくらでもあるものと考えます。

どんな家でも人が住まなければ傷が早まり、ますます人が入らない悪循環となります。また、ただ空き家を維持する経費を考えても、移住者を増やすことが地域活性化に繋がるとの認識があれば、住宅家賃の低家賃、固定化が有効ではないかと。収入条件を見直すなり柔軟な対応をすることで入居者を増やす、退去しないさせないこそすべきと考えますが、当局の見解を求めます。

次に、テレビ回覧板の導入について。

昨年町でもLINEによる情報発信を行うなど、DXに取り組んでいます。今後いつでもどこでも見れるデジタルによる情報発信の重要度は、携帯電話の普及とともに利用度は高まりますが、まだまだ高齢者においては町から配布する広報やお知らせ版に頼っているところでもあります。でも、そういった配布物すら見ない、ほったらかしの世帯も多いのも目の当たりにしています。要は、読むのが面倒なのだと思います。

こうした住民に効果的に見てもらうために、自宅のテレビで町の広報やお知らせ、行事予定を見ることができるテレビ回覧板という方法を利用することで、インターネット環境が整っていない家庭やパソコン、スマートフォンなどの操作が苦手な方でも、テレビがあれば簡単な操作で町が発信する様々な情報を入手することができる方法があります。

テレビ回覧板は、ごみの収集日や資源回収の案内など、日常生活に直結する情報を周知する役割を担っています。また、各団体・町内会・学校など、生活圏内の様々な主体から情報が回覧板に集約され、発信されるテレビ回覧板導入の考えはないかお尋ねする

ものであります。

それと、この場を借りて、今期で勇退される3名の芦崎議員、門脇議員、見上議員、本当にお疲れ様でした。芦崎議員には、受賞の祝賀会の際にタブレット導入のお話をしただいて、提案者であった私は非常に感激したことを覚えております。また、門脇議員には、緊張する議会をとんちや盛り上げてもらって緊張を和らげてもらったことを感謝しております。また、見上議員には、討論でバトルをしたことが非常に思い出に残る議会でありました。いずれお三方に対しまして、指導ありがとうございました、それとお疲れ様でしたということをお伝え申し上げて終わりたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
堀内町長。

○町長（堀内満也君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「移住者の住宅支援について」であります。

町では、これまで移住者への住宅支援として、空き家の一部をリノベーションして貸し出す「定住促進用空き家活用住宅事業」の実施や、空き家物件の売買、賃貸などのマッチングを行うための「空き家情報室」を設置してきているほか、官民連携によるアパート建設にも取り組んできたところであります。

ご質問の町への移住相談件数については、電話やメールを含めた役場窓口への相談や移住イベント等を合わせ、平成28年から現在までの10年間で、延べ247件の相談があり、県の移住登録を経て移住した方は、28世帯43人となっております。

また、町が管理する住宅については、町営住宅が54戸、地域活性化住宅が39戸、定住促進用空き家活用住宅が16戸であります。

このうち、町営住宅が2戸、地域活性化住宅が4戸、合わせて6戸が空き物件となっておりますが、修繕中を除いた4戸については、入居者の募集を行っているところであり、募集に当たっては、町広報やホームページに情報を記載し、周知しているところがあります。

一方で、こうした住宅の中には、募集案内と同時に申込みがある住宅もありますが、1年半近く募集中の住宅もあり、その理由としては、立地や建築年数等が要因となっているケースもあります。

空き物件解消の見通しについては、町営住宅は、住宅に困窮する低額所得に対して低廉な家賃で賃貸するものであることから、社会福祉協議会等と連携し、高齢者や子育て

世帯等で住宅に困窮している方の情報収集に努めるとともに、引き続き、広報等で周知を図りながら、空き物件解消に努めてまいります。

住宅家賃の金額については、町営住宅及び地域活性化住宅は、公営住宅法に基づき設定しているものでありますが、そのうち地域活性化住宅については、上限を設けること等を検討し、今後も移住しやすい環境づくりを進めてまいります。

次に、「テレビ回覧板の導入について」であります。

テレビ回覧板については、秋田朝日放送がデータ放送を活用し、自治体広報情報サービスとして運用しており、現時点において県内の5市町が利用していると把握しております。

現在、町では、行政情報をお知らせするにあたり、広報紙や防災行政無線により周知しているほか、昨年12月には、町公式LINEの機能を充実させ、情報発信の充実に努めているところであります。

しかしながら、高齢化率の高い本町にとっては、インターネット環境が整っていない家庭やパソコン、スマートフォンの操作が苦手という方が一定以上いることも把握しております。

議員ご指摘のテレビ回覧板については、地デジ対応のテレビをお持ちの家庭であれば新たに利用申込みの手続きが不要であることから、情報提供に有効な手段の一つと考えており、今後は、課題の整理等を行いながら、導入の可否を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、再質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 移住相談会のことですが、いわゆる報告によりますと247の相談件数に対して28人が移住したということですが、これは多いとして考えるのか、まだまだ不足として考えるのか、その点についてはどうなのでしょう。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の再質問に対し、答弁を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） ただいまの山本議員のご質問にお答えします。

先ほど町長の答弁にありましたとおり、移住相談件数ですけれども、ここ10年間で247名ございます。その大まかな内訳としまして、役場窓口への問い合わせ、または電話・メール、そういったもので大体92名の方が問い合わせありました。また、移住イベ

ント等では155名の方が相談に来ておりました。で、県の方の集計結果を基にした移住の世帯数ですけれども、世帯として28世帯、人数として43人ございましたが、こちらの方の数字に対しては、多いか少ないかといってもなかなかこう分析のしづらいところではありますけれども、人数的な割合からすると、もう少し移住者を増やしたいと思っているのが私方の所管課の気持ちでございます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに再質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 私もそう思うんだけど、実際はどのぐらいが妥当なのかと言われても私も自信ありませんけども、ただ、その移住相談の際にどの程度まで相談の中身をやってるのかということちょっと聞きたいんですが、一つには、まず就職先の会社を町内の会社が求めているのかということの一つあるわけですよ。町内の何社かから就職先として提案すると、募集しているんだということが一つ。もう一つは、移住してくるわけですから住む場所がないと駄目なわけです。この2点が最低限ないとは、移住してもらってということには繋がらないわけですが、その辺についての相談っていうのはどの程度やってるんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。高杉企画政策課長。

○企画政策課長（高杉泰治君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

まず役場の方に直接電話とかメールとかで相談といいますか、受ける方に関しましては、やはり住宅の事情、そういったものが多い傾向にあります。また、イベント等の、首都圏でのイベント等ですけれども、こういった方の相談というのは、割と職業を含めた形の相談というのが多い傾向にあります。

その際なんですけれども、県の方の移住する際に移住定住の登録、県に登録サイトあるんですけれども、そちらの方の登録、先に登録してもらおうと、支援とかって受けられるという情報が載っているほか、町内の企業とかでも就職先として登録している会社等もございます。

ただ、八峰町の現状としまして、そういったところに登録されている会社というのは、割と建設業の会社が多い傾向にあります。ただ、どうしても移住相談に来るような方というのは、その建設業的なものよりも事務系の職業を希望される方が多いという傾向があるようで、そこら辺もなかなかこう移住が伸びない要因になっているのかなというふうに感じております。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、再質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） この移住する機会の就職先がなかなかないということで、定住には繋がらないということですが、一つ具体的になぜ今回この質問をしてるのかということですが、漁業者のあれが一つあるわけですよ。この移住者で現在漁業に携わっている人がですね、移住者のもともとの仕事をあまりしてなかった人が最初に入居等すれば家賃が非常に安いわけだけども、ところが、たまたま乗った船が漁終わってすぐ翌年には400万円台の収入になってしまう。そうすると、住宅の何だ、家賃プランでいくとですね、非常に高くなるわけですね、一気に。それが翌年に住民税か、そういうふうなもの、もちろん健康保険とか、船の場合は船員保険ですけど、そちらも同時に上がっていくわけですよ。本人とすれば、こんなはずじゃなかったというふうな思いがあるわけですね。そんな中で、今度は一気にそれを前の年の分のつけていうか、まあそういう経費がどんどん翌年に上がってくるものですから、2年も3年も続けてこの高収入であればいいんですが、今年はたまたま漁がないような状態になると非常に賃金というのが下がるわけです。そうすると非常に苦しくて、まあこれはやっていけないなというふうな話ですね、これはやっぱり移住者とすれば、変動のある漁業を例にたとえればですね、一定数抑えて移住をしてもらう、とどまってもらうということの方法もこれは定住対策としては必要なのではないかなというふうに思うわけですよ。その辺についてはどう考えますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） ご指摘のとおりだと思いますけれども、いわゆる町営住宅というところは、公営住宅法に基づいて整備しているものですから、どうしてもですね、その法律の網があって金額というか家賃というのは設定されているところでございますので、当然ながら給料が上がれば当然家賃も上がっていくといった状況になります。

ただ一方でですね、この法律に属していない、いわゆる地域活性化住宅、これ30年経過した住宅になりますけれども、現行もですね一応その住宅法に合わせた設定をしているところでありますが、やはりですね、そういった状況を鑑みますと、やはりこう家賃の上限を設けるとか、あるいは長い期間そこに住んでいる人であれば、ちょっと土地の分筆等の課題はあるかもしれませんが、まあ無償でね、先ほど議員がおっしゃられたような無償で譲渡するような、そういった取り組みも今後やはり必要になるかなというふうに思っております。

いずれ先ほど答弁でも申し上げましたとおり、そういった方々がですね、この町に住み続けられるような、そういった取り組みを今後しっかりと検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、再質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） まあ検討するということですが、いずれ、今、漁業を例に取ってますけども、これは農業においても結構あるんですよ、バイトという存在が今出てきてまして。例えば全国をまたにかけて移動して歩くバイトもいるんですね、実を言うと。そういうふうな人方が短的に入る期間、必要なんです。それらの人がですね、お試して多分入って行って、地元が良しとすれば、まずそういう安い活性化住宅があればですね定住に繋がる可能性があるわけです。ですから、もっと今、せっかく活性化住宅という位置づけをしたわけですから、その公的な町営住宅でない方法をもっと大胆に私は緩和すべきだなと思います。

それと、さっきも町長答弁ありましたが、例えば8年住んだら建物はただでやるとかですね、10年住んだらただでやるとか、その方が手かからないわけですから、別に土地の譲渡とかそこまでやるといろいろ面倒ですけども、建物は何らただでやれっていうことできるわけですからね、そういうふうなことを是非私は進めてほしいなというふうに思います。

ということで1問目は終わりたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） 引き続きどうぞ。

○11番（山本優人君） 続いてですね2問目の、このテレビ回覧板の件ですが、この発案はですね昨年ですよ、藤里で3町の懇談会、まあ議長、副議長の懇談会があった時に出た話ですが、藤里がこれをやるということで、その時の話は月3万円から5万円の範囲だと。で、今、まあ最近情報入りましたが、65万円、年間65万円でテレビ放送ができる。安いもんだなというふうに思ったわけですよ。まあいろいろ情報調べてみるとですね、これ世帯数の関係があるわけですから、世帯数、我が町3,000世帯だとすると55円で160万円くらい、まあ年間かかるというふうに試算されますけども、それでもこれが、いずれ高齢者がどんどんどんどんいなくなって若い世代が跡継いでいけばですね、紙媒体で配布するという必要性がなくなる可能性が出てくるわけですよ。そういうふうなことを先駆けて、やっぱり八峰町でもテレビ電話というもので情報を得られる、

与えるというふうな方法が、むしろごみもならないですし、情報もいつでも見れるというふうに私は繋がっていくと思うんで、その辺は強力に進めてほしいなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） このテレビ回覧板でございますけれども、私も町長室です。テレビをつけて朝日放送つけると、ほかの市町村の回覧板見れるもんですから見ましたけれども、藤里町のやつなんか見ると非常にいいなというふうに思ったところでございます。

ただ先ほど議員がおっしゃられたとおりですね、やっぱり導入には少額とはいえ予算がかかるというところ、そしてまた、ここ課題の整理と先ほど言いましたけれども、やはり今、紙で配ってるものをそれに代えるということであれば、やはり紙の削減なり、配布者の何ですかね、労務の削減みたいなのところもいろんな効果が出てくるんで非常にいいかなというふうに思ってますけど、紙も配ってそれもやるとなると、やはり二重計上みたいな感じになりますので、やはりその辺しっかりと整理していく必要があるかなと思ってます。

また、いろいろこう調べますとですね、いわゆる町が配布している広報、町の広報なんかを見ますと、かなりやはりページ数が多くなって写真なんかも多くてですね、かなりそのデータの的にはかなり重いような形になると。そうなると、なかなかそのテレビ回覧板には向いてないというか、現状ちょっと難しいんじゃないかというようなところも言われておりますので、どういったものがそのテレビ回覧板に適切なのかどうか、そういったところもですね含めてしっかりと研究しながら、この導入の可否を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに再質問ありませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 最後に、この広報なりチラシでも、自治体で結構これを配布するというのが困窮してるわけですよ。まあ我が立石自治会はですね無償で班長が配りますけれども、それとてやっぱり勤めていると、25日配布なのに翌月に配布なったりするわけですよ。そうするとですね、この情報の価値っていうのは遅くなればなるほど意味がないわけですね。それと、各自治体によっては配布を固定の人に金払って頼んでるっていう状況もあるわけですね。そういうふうなこと、それと、まあいろんなチラシやそ

れらが1回きりで見ても、あとごみですよ、ほとんど。それを綴じている家庭なんて私は見たことないですけども、それをわざわざ町が今後もずっと続けていくのかというふうなことはやはり考えないと駄目なんではないかなというふうに思います。そういうことについて、もう一度見解を求めます。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） このタブレットの導入等、やはりデジタルにはですね、山本議員はしっかりと取り組んできた方でありますから、こういったのを非常に重要だなというところは私も共通認識としてございます。

一方でですね、先ほど答弁でも少し触れましたけれども、LINEの機能をですね町では拡充しまして、広報なんかも今、LINEで発信するようにしております。そしてまた先ほど来申し上げておりますけれども、このテレビ回覧板も非常に有効な手段というふうに考えておりますので、やはりある程度ですね先ほど申し上げたような課題を整理しつつ、大事なところであれば、必要なところであれば、しっかりと町としても導入を検討していきたいなというふうに思っております。

いずれですね、高齢化、あるいは人口減少等も相まって、その配布する方の労力っていうのもかなり大変なものになってるのも十分承知しているところでございます。そういった観点からもですね、この導入、まあすぐやるとは言えませんが、先ほど申し上げた課題をしっかりと整理しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに質問ございませんか。

○11番（山本優人君） なし。

○議長（皆川鉄也君） これで11番議員の一般質問を終了いたします。

休憩いたします。午後1時より、引き続き一般質問を行います。

午後 0時03分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、8番議員の一般質問を許します。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 午後からの傍聴、また、関係職員の方々の傍聴、ご苦労様です。通告に従い、3点について一般質問を行います。

まずはじめに、税減免の家族金融機関調査は廃止をについて考えを伺います。

条例3条には、町税は、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、鉱産税、特別土地保有がありますが、町民税、固定資産税、軽自動車税が一般的ではないかと思えます。51条には、町民税の減免について、所得が著しく困難になったものは、これを準ずるものが含まれるとしております。生活する上で様々な困難が生じ、経済的に行き詰まり、生活保護を申請するまでもなく、今、税金が払えないための減免申請であります。

規則には、八峰町条例に規定する町民税、固定資産税、軽自動車税及び土地所有税並びに八峰国民健康保険税条例に規定する国民健康保険税の減免に関し、必要な事項を定めることを目的とすると規約でうたっています。担税力の有無は、納税義務者（生活を一にする親族・内縁を含む）の給料、年金、退職金、補償金その他全ての収入が、預貯金、保有資産等を総合的に判断し、生活保護基準を目安として町長が決定するものとする。

そこで伺います。担税力を所得に関係なく家族全員、つまり赤ちゃんの通帳まで調べるということです。令和4年12月の一般質問で、森田町長に代わり副町長の答弁がありました。赤ちゃんの通帳まで調べることに規則のとおり行くと答弁しました。堀内町長は、このことについていかがお考えでしょうか。規則にこのようなことが書かれている市町村は、県内にはありません。秋田県生活と健康を守る会の調べです。北秋田市の裁判以来、要綱・規則を変えた市町村が幾つかあるとのこと。

国保税の滞納について取り上げますと、特別療養資格確認書は10割負担になり、病院の行き渋りが病気を悪化して、本人のみならず国保会計にも大きな影響が出てきます。所得のない人までが金融機関調べをする行き過ぎたやり方をやめるべきです。なぜ滞納額が増えたのか、しっかり面談して、支払い計画を立て、できない時は減免申請を進める。これが苦難を抱えた町民に寄り添う町政ではないでしょうか。

次に、高齢者の難聴対策について伺います。

当町の65歳以上は、全人口の半分を超えました。加齢性難聴とは、年齢を重ねることで徐々に進行する聴力低下のことを指します。一般的には40代から聴力が低下する傾向があると言われており、65歳を過ぎると聞こえにくさを感じる人が急激に増え、75歳以上で約半数の方が聞こえにくさを感じていると専門的な文章に載っています。

しかし、まだまだ現役で農作業や労働仕事など携わる人がたくさんおりますけれども、「いざ外に出て集まりの中に入っても、耳が聞こえなくて出たくない」、また「家の中

でテレビを見るための集音器を購入しても、電話の音が聞き取れない。電話に出たくない。「なぜ出ない」と、家の人に強い口調で言われて落ち込んでしまう」などの話をよく聞きます。補聴器を購入するにしても、高額であったり、調整するのに何度も病院に通わなければならないなど、ためらってしまうという方がほとんどではないでしょうか。そのためにも、補聴器購入に補助をすることが必要だと思います。この制度ができることで補聴器を買おうかという後押しができ、そして補聴器を買って検査してみるかという意欲が出てきます。検査する時には、高齢者が集まる機会の多い介護予防教室において難聴についての学習をし、早期発見・早期治療の話を話し合うことが大事であります。

加齢に伴い、誰しもが通過する難聴ですが、早期発見・早期治療が認知予防になると専門部会で世界的にも言われております。70 d Bの音が両耳聞こえなくなって初めて障害者になりますが、軽・中程度の40 d B段階で補聴器の調整を行うことが大事とされています。国会でも取り上げられ、加齢難聴対策として補聴器の検査技師のレベル向上や、検査技師と病院機関の連携を進めています。つまり何度か調整して自分に合った補聴器を得る経過が必要だということを国でも認めています。

さらに、最近の国会での情報では、参議院の小池晃議員は、保険者機能推進支援金、介護保険努力交付金が難聴高齢者の早期発見・普及啓発などの推進に取り組んでいる自治体に交付金を充てるといふ、こういう答弁を引き出しました。是非、介護予防として当町でもこれに取り組んではいかがでしょうか。山形市では、聴こえくつきり事業に取り組んでいます。健康寿命を延ばし、生き生きと生活する高齢者を宝として捉えるまちづくりが今後求められると思いますが、対策を伺います。

最後に、主要道路に置かれた除雪の雪山は危険であるということについて考えを伺います。

今シーズンの大雪は稀にみるものでした。生活に影響を与えました。八峰町でも若干の気温差で地域によっては降雪量が多く、大量の雪山が何mにも積み上げられている光景を目にします。

そんな中で、児童生徒がスクールバスの乗降は危険でした。子どもの安全を考えて速やかな排雪を求める声が届けられていたと思いますが、対応はかなり遅れました。交通量の多い乗降場所は優先的に除排雪が必要ではないでしょうか。児童生徒の通学に関する安全対策は、教育委員会とも連携して対策を取るべきだと思います。教育機関は、このようなことを認知しているのかどうなのか分かりません。スクールバスを利用しない

地域での通学路も含め、除雪が必要との指示はどこで行われていますか。業者や人的に不足であるのであれば、緊急課題として人員確保についての対策が取られていますか。できない、ない、ないだけでは安全は守れません。

また、八森地域の国道沿いにある信号付近は、除雪の山で非常に危険です。八森駅付近の丁字路に除雪の山が積み上げられ、なかなか排雪されなかったことに何か原因があったのでしょうか。どか雪後の気温の上昇で町内が全域にわたり悪路になり、車の運転は非常に危険なことから、巡回バスも午後から運行停止になったくらいですが、当然、子ども園やスクールバスにも影響があったのではないのでしょうか。除雪車は見られませんでした。除雪はどうしたのかの声もありました。その頃の対策についてどうだったのか伺います。

どか雪と突然の気温上昇は経験したことがありませんでしたが、今シーズンを教訓にして今後どのような対策を取るのか。町民の安全第一に考えた対策を求めます。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「税減免の家族金融機関調査」についてであります。

税の減免につきましては、罹災や貧困、著しい所得の減少等のため、税金を納める能力がないと判断される場合に、条例・規則に基づいて減免できることになっております。いわゆる担税力がないと判断された場合であります。

担税力の有無については、納税義務者及び生計を一にする親族の給与、年金、退職金、補償金その他全ての収入及び預貯金、保有資産等を総合的に判断しております。

そのため、世帯員全員の預貯金等を確認する必要があり、同意していただいた方の預貯金照会を行っておりますが、申請書での申告だけでは漏れや誤りの可能性もあり、十分ではないといった考えから規則で定めているところであります。

能代山本管内では、議員ご指摘のとおり、本町のみ同意書をいただいて預貯金調査を行っておりますが、他の市町でも申請書による申告だけではなく、世帯員全員の通帳残高も確認しているとのことであり、結果としては同じ考え方に立っているものと考えております。

いずれにしましても、税の減免の可否につきましては、減免に至ったしかるべき理由を納税者誰もが納得できるよう慎重に取り扱うべきものであり、世帯の預貯金額を担税

力の検討材料とすることは合理性があると考えますので、現段階で規則の見直しは考えておりません。

次に、高齢者の難聴対策についてであります。難聴原因による認知症等の様々なりスクがあることは認識しております。

このため町では、これまでも国や県、県内市町村の動向を注視するとともに、町内における状況や事業実施する場合の補助限度額の設定等について研究してきたところであります。

今後は、そうした課題を整理しつつ、町の財政状況等を踏まえ、認知症予防や健康寿命延伸のための補聴器購入の補助について、引き続き検討してまいります。

次に、主要道路の除雪の雪山対策についてであります。

今冬は、1月に入り強い冬型の気圧配置が続いた影響で雪の日が続き、2月末時点での累加降雪量が402 c mを超えたほか、人的被害や建物被害が多発するなど、過去最大規模の豪雪となりました。

この記録的大雪で、能代市や藤里町を含む県北部7市町村には災害救助法が適用されたほか、町では災害対策連絡部を設置するなど、雪害への対応に当たってきたところであります。

また、道路の除雪については、午前2時半から午前7時までに作業を終了させる通常除雪に加え、町内各地での道路幅員の確保や、雪が堆積され視界が妨げられている交差点付近の排雪作業については、日中の時間帯において実施するなど、町民生活に支障が出ないように道路の安全確保に努めたところであります。

このうち排雪作業については、職員が適宜、道路パトロールを行い、道路の状況を確認するとともに、委託業者への聞き取りや自治会からの要望を受け、関係者と実施時期について調整しておりましたが、1月26日以降、日降雪量が20 c mを超える日が続く、通常除雪作業に時間を要した影響もあり、通学バスの乗降場所や道路幅員の確保、交差点付近の雪山の排雪は、1月31日からの着手となったところであります。

今後は、今冬のような降雪量も想定しながら、道路管理者としてパトロールを強化するとともに、排雪作業に当たっては、県や委託業者、関係者と適切に対応できるよう連絡体制を取りながら、道路の迅速かつ安全な除排雪作業に努めてまいります。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、再質問ありませんか。8番見上政子さん。

○ 8 番（見上政子さん） まず、税の減免について再質問を行います。

町長は、結果的には同じだということでしたけれども、これを規則として定めるか定めないかというところが大事な問題であります。ほかの町村の状況を見ますと、まあ秋田市の場合は通帳を目視する。規則ではなくて担税者の、担税者というか、国保の世帯主の通帳を目視するとか、それから、ほかの方でも所得のある人については調べる。それから、湯沢市の方でも所得のある人を対象にするという、そういう中身であります。

で、私もちょっとほかの市町村ではやってないというのは分かってはいたけれども、一応ネットで調べてみました。そしたら、A I ではそういうところは見つかりませんでした。そして、まあ例がありませんので、出てきたのは、それこそ私が質問した見上政子の質問の内容でした。ということですね、こういう例はやはりないんですよ。

で、問題なのは、生計を一にするということ。それから、生計を一にする家族全員ということになります。生計を一にするというのを法的でもちょっと調べてみたら、そのうちの家計の財布の中身から出ている人、別世帯も全て含めて、学生から、それが生計を一にする親族ということになります。これを行うんですか。

そして同意書、私も何回か減免申請を一緒に行ってますけれども、同意書には、もう家族全員10名くらいの同意書の名前、印鑑を求める同意書もあります。それから、五、六名のもあります。つまり家族全員の署名捺印が必要なんですけど、副町長の、前ですね、前、前副町長、驚かないでください、前副町長の答弁によりますと、赤ちゃんまでも含まれると。となるとですね、同意書にどうやって同意をするんですか。で、未就学児の子どもたちにも名前を書いて署名させるんですか。そういうことが前例がないということなんです。そのことについて町長の考えを今一度お聞かせください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） ただいまの再質問にお答えいたします。

まず、税の減免の関係なんですけども、署名、何を見るかというところで、私も他の自治体の規則・要綱を見たんですけども、減免の判定には担税力があるかないか、まずこれを見ると。で、担税力については、同居の家族、生計を一にする者の収入、預貯金、資産等から総合的に判断する、この考え方はどこの町村も変わりありません。うちの方では全員から同意書をいただいて、その同意書を根拠に預貯金調査をしておりますけども、ほかの自治体のように聞き取りにするのか、また、通帳の写しを添付するのか、目

視にするのか、それは確認手法の違いはあるものの、家族、同居家族全員の収入や保有資産を確認してるっていう点では、立場が同じ考えだと思います。

それと、子どもの署名の話ですけれども、当然書けるわけがありませんが、それは当然保護者が書くべきものだと思います。

最近では、子どもがもらうお年玉、そういうのをこう貯金したり、別に貯金したり、子どもの名義で貯金したり、あと、子ども手当、児童手当ですね、ああいうのも子ども名義で貯金してる例をよく聞きます。それであれば何十万、100万円を超えるような貯金をその家族の財布の中にありながらそれでも減免をするというのは、他の納税者に理解できないと思います。していただけないと思います。そういう意味で、家族全員の、赤ちゃんも子どもも親もおじいさん、おばあさんも全員の貯金を確認させていただいております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、再質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 私が聞いているのは、それを文章でうたって規則に書いてる自治体がないということです。それで、規則で取り上げないで、まあ面談の中で減免申請を出した時にいろいろ質問をして、それで質問した結果と、通帳が必要であれば通帳をコピーするとか、そして、またこれがやはりやり過ぎとか、全世帯、家族、子どものお年玉までこれが調べられ、それでその同意書には親が同意するという、そういうその同意書を求めるところもあります。で、いろいろ調べてみますと、まあ任意で出しても出さなくてもいいですよという、湯沢市でしたっけか、任意で行ってるところもあります。ですから、最終的には、よく調査、調査っていうか質問をして、それでどうなってるか家族の状態を調べて、それで必要であれば、児童扶養手当とかそういうのも当然入ります。ますけれども、それは世帯主の家計の中に入りますが、やはり国保の世帯主、そして被保険者、国保の中の被保険者に対して資産調べをするというのであれば、そういうところはいくらかありまして、結果が同じということではありません。私はこういうことを規則の中にうたっている、これが少しやり過ぎではないかということですが、これは規則ですので、条例ではもう減免は当然認められております。それを具体的にどういうふうに進めるかということは、これは町長の判断です。これもできたのも平成20年頃ではなかったか。私、できた時に加藤町長にかなり質問していたんですけども、これが新たに付け加えられたわけなんです。そういうことで、これは規則の中にこうい

う前例がないということの表れなんですけれども、今、町長が代わって、町長はどのよう
に、この規則を変えるのは町長の判断でできます。いかがお考えですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の再質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほど来、課長も私も答弁したところでございますけれども、ほ
かの市町村はそういった同意書は得ずに通帳の残高を見たりしているというようなとこ
ろでありますけれども、むしろ本町の方が適切に事務をやっているのかなというふうには
思っているところでございます。やはり本人たちの同意もなく、その預貯金を、申し
訳ないですけれども勝手に見ているような印象がありますので、私は本町のような同意書
をもって、それでもって預貯金を確認するというのが、まあ適切な事務かなと、事務執
行かなというふうには捉えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 生計を一にする同一の親族ということですが、これは東
京の学生、それから施設に入っている当然高齢者、これも全部含まれるわけです。で、こ
れらの方々のその金融機関調べ、これが学生に突然行って、どうしてこうなったのかっ
ていうことで問われると思うんですけれども、それが同一家族ということですので、お
父さんが社会保険とか公務員とかそういうことであっても、そういう国保に加入してい
なくとも、これは同一世帯として見られるわけです。こういうことがあっていいと思
いますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。今井税務会
計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） 生計を一にする考え方ですが、これは同居の家族、
要は財布が一緒の場合、そういう考えですので、同居していようがまいが、仕送りし
たり、そういう事例があれば、それも生計を一にすると判断します。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 事例があればでなくて、事例、それが規則の内容なんです。と
にかく財布の中身から出ている家族全員が同一世帯として見られる、これが法的な私が
調べた結果であります。こういう人まで家族の状況を調べなければならないのか。先ほ
どから何回も言ってますけれども、国保の世帯主、国保の被保険者、そして、そういう

人たちの調べを行って、それであとは質問で行う、こういうことが普通ではないかと思うんですけども、結果的には同じであるという考えですけども、これを行った北秋田市の裁判で、北秋田市が負けてしまいました。そこで規約が全部変えられ、この規約は八峰町とほぼ同じような規約の中身でありました。これが裁判をすることで、これは違反である、で、改めなければならないということになりましたけれども、これをどこまでも通してやっていくつもりなのか。町長は、規則ですので、この判断に間違い、自分の考えは間違いはないという判断でありますか。今一度お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。今井税務会計課長。

○税務会計課長（今井利宏君） 生計を一にするものの財産を全て見るというのは、これは八峰町に限ったことでなく、どこの市町村もそうしてます。

それと、北秋田市の例の話ですけども、これ私も見て調べたやつと同じであれば……すいません、平成22年4月19日に判決が出たその事案だと思うんですけども、その中では、そもそも裁判の内容が、同意書の提出をしなかったことや、家族の貯金を裏付けとする資料を提出しなかったことで減免申請を却下したことに対する訴え、これが訴えです。

そして、一審では原告の勝訴となったんですけども、その理由っていうのは、税務職員の質問権が行使されていなかったということ、それから世帯主が同居の家族の預貯金等の調査に同意する様式だったということです。これが違法性があると判断されたわけです。決して金融機関調査、家族の金融機関調査を行うのが違法だといったわけではありません。

またその後、二審において、結果は市長の裁量権を、首長の裁量権を逸脱していないことと違法性の程度が高くないということで、逆転で敗訴になってます。市側の勝ちとなっております。細かい内容を言いますが、同意書については、この裁判の判決の裁判判決文の中で、その当時の同意書の様式に触れてまして、「私は、国民健康保険税の減免申請にあたり、減免の決定又は減免申請の内容を確認する調査のために必要あるときは、私及び世帯員全員の収入や資産等の状況につき、官公署に調査を委託し、又は銀行、信託会社、私若しくは世帯員全員の雇い主、その他関係人に報告を求めることに同意します。」という内容でした。これに対して判決文では、仮に、このような同意を世帯主が提出したからといって、それは原告の同居家族本人の収入や資産の調査に同意

したものではないから、それを根拠として、原告の同居家族の収入や資産に関して銀行等に報告を求めることはできない。それは違法だという解釈です。つまり八峰町のように家族全員それぞれから同意書をいただいて調査するのは、当然本人との同意の結果ですので、違法だとは思っておりません。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、ほかに再質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 規則を変えないかということの質問でありまして、これは変えないということですが、ただですね、北秋田市はこれで全部規則を変えたんです。それで他市町村もこれによって規則を変えたところが幾つかあります。そして、この規則に対してどう思うかということの質問ですので、それがね、ネットで調べても、どこで調べてもそういう市町村はないということになります。

同じことの繰り返しになりますけれども、こういう質問とか面談とかいろんなことで、それじゃあこれを出しなさいということはありませんけれども、規則の中でこのようにはっきり生計を一にする家族ということであらうところはないので、これを変えないかということですが、答弁は同じですので、これで終わります。1問目については。

○議長（皆川鉄也君） 2問目の再質問ございませんか。

○8番（見上政子さん） 2問目について伺います。

補聴器の購入とか、まあいろんなことで検討する課題ではあるというふうな答弁でしたけれども、是非ですね、介護予防教室がすごく大事だということも国の方でも認めているわけです。で、介護予防教室で難聴の学習会とか、それから難聴について、こういう検査があるけれども、できたらそこで検査をできるような体制を取れないかということについて、もう一度伺いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の再質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） 介護予防教室や、そういった体制を整えるというご質問の趣旨だったかと思いますが、後期高齢者事業の方でフレイル予防という事業をやっておりまして、今年度、少し趣を変えて実施したところ大変好評でした。令和8年度も予算をさらに増やして、内容の方を充実させていきたいと思っておりますので、今のご意見などを参考にして、そういったものもできれば、やれるものなら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、ほかに再質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 是非強力に進めてもらいたいと思うんですけども、国の方でも早期啓発に取り組んでいる、まあ一生懸命先進的に取り組んでいるところには交付金を出すというふうなことであります。これを是非利用してですね介護予防教室で行ってもらいたい。また、介護予防教室でなくとも、健診の際にでもこういう取り組みを一体となっていていくことが非常に大事だということで、早期発見・早期治療で、それで、ただね、この機械がないとやはり買おうかっていう気にならないし、行ってみようかという気にはならないと思うんです。町の方から高額で買えない補聴器に対して補助が出るよ、まあ出るんであったら買いたいし、そのための検査をしてみたいというふうなことが当然出てくると思いますので、こういう検査体制について、介護予防教室以外でも進められるところがないでしょうか。課長お願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の再質問に対し、答弁を求めます。菊地福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊地俊平君） 町で行っている集団健診に関しましては、特定健診ということで委託業者、そして法律の中でもこの聴力検査の項目が含まれておりませんので、残念ながら集団健診の中では実施することができませんが、今議員おっしゃったように各種事業の中で検査できる体制や、令和8年度には町営診療所の方で聴力検査機、新しくします。こちらの方で人間ドック受け付けておりますので、そういった個人的に検査を受ける体制は整えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、ほかに再質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 課長の方からは、積極的に取り組んで、機会があったらこういう教室も進めていきたいということですので、今一度、町長はこの補聴器の購入の補助、今、購入の補助がね9,000自治体の中で、もう3,000を超えてるところでもう補聴器の補助を行っております。そこでは、やっぱりその自治体の中では、この制度があったから購入する気持ちになった、そして聞こえるようになって集まりにも行けるようになったという、こういう声が聞こえております。もう3割近いところで、もう補助をしているわけですね。で、まあ検討に前向きなことがおっしゃられましたけれども、今一度、具体的に進める強い気持ちはないでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の再質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほどの答弁の中で、県内市町村の動向を見てきたというお話をしましたけれども、具体的に言いますと、町村であれば小坂町、三種町、あるいは美郷、羽後町なんかでも導入しているというふうに我々も見たところでございます。いずれその購入費補助の2分の1の、あるいは2万円なのか3万円なのか、そういった限度額を設けてやっているところでございます。今回の令和8年の当初予算では、これ計上することは叶いませんでしたけれども、令和8年度中をかけてですね、しっかりと煮詰めてですね、何とか令和9年度には予算計上できるようなそんな形で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに再質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 最後になりますけれども、補聴器のことで。やはり定期的な検査が非常に大事だと言われております。早期発見・早期対応することによって進行を贈らせる。少しでも違和感があれば耳鼻咽喉科を受診する。こういうことを進められるような、対話できるような介護予防教室を是非進めてほしいということで、町長も、令和9年度と言わず、必要であれば補正を使ってでも是非、補聴器の皆さんの要望が非常に強いので、これを実施してほしいという私の気持ちで、これは、2問目は終わります。

○議長（皆川鉄也君） 3問目についての再質問ありませんか。

○8番（見上政子さん） 除雪しておられる方々には本当に尊敬します。朝2時半から4時半まで除雪するというので、これは本当に大変な仕事であるということは分かります。で、まあ信号機のところは白昼、まあ県の方も樺のところは県の車も入って除雪してるなというのは目にしていますけれども、もっと早くできないものかなというこういう気持ちが非常に強いです。

それとですね、まあ通学路のことについて、まず言います。先ほど言われましたけれども、やはり4mを超える高さであったんですね、あれは。本当に擁壁のような、まあ石川の大通り、あの大通りに擁壁のような両側に雪が積まれて、そこの合間をぬって通学路のバス、両側、降りるところと乗るところ、両側に分かれてまして、もう親からは早くやってほしい、早くやってほしいという声があったんですが、なかなかそれが遅れました。で、片側がやったからいいべっていうことで、片側やったがらまずこれで我慢へ。で、あと片側がもう少ししてがらっていうことで、どうしてこれ同時にできないものな

のかなという、これはどういう要因であれなんでしょうか。業者が足りないんでしょうか。それとも除雪する人員がないのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） ただいまの再質問の方にお答えいたします。

排雪の基準なんですけども、排雪の箇所については町の職員が道路パトロールを行いながら、視界を妨げる場所などを確認し、それが国道付近の県のところであれば県の方をお願いしたり、あと石川のところについても、道路パトロールや、あとは委託業者の方と話をしながら、実施時期について調整したというようなところであります。

ただ、片側やって片側やってないというのは、まあ優先順位的に石川だけが排雪が必要だった場所でなくて、業者の方とのやりとりの関係で片側を取りあえず優先的にやったという状況です。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに再質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 建設課の方では、通学路とか、それから児童生徒のスクールバスの乗り降りの箇所とか、こういうことについては重点地区として把握しているのでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） 重点地区ということではなくて、道路パトロールをしながら、どういうところが排雪しなければいけないかという箇所を調べながら、優先順位をつけて行っているというような状況です。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに再質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） じゃあ把握してないということですね。やっぱり教育委員会と子どもに関することですので、子どもの通学が安全かということのを是非連携して取ってもらいたいと思います。それに限らず、スクールバスを使わない通学路の安全、特に茂浦ですと土床体育館の前の歩道は、もう毎年毎年山のように積み上げられて、近辺の人が「何で俺これやらねばねえんだ。」っていうふうなことも聞こえてきております。ですので、子どもに関する、まあ高齢者もそうですけれども、安全をまず守るということで、これに第一に考えるというこういう指示は町長出さないんですか。町長に伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） まずですね、今冬の雪でございますけども、やはり、おそらく災害級の豪雪でございました。私の記憶してるところ、平成18年もかなり雪降りましたけれども、それに匹敵する。特に県北部はそれ以上の雪が降ったんじゃないかなというふうに私は思っております。そういった状況の中で、業者さんも含めてですね、委託業者さん、相当朝から頑張って除雪・排雪もやってきたところでもありますけども、当然ながらその人たちは常に人命を第一にしてですね作業をしてもらってますし、当然ながら道路ですから、当然ながら車両の通行が支障のないように取り組んできているところがございます。

先ほど議員からあったとおりですね、少し教育委員会のところと、いわゆる児童のですねバスの乗降場所の排雪については、若干の遅れたところはありましたけれども、今回のこの経験をですね糧にして、また来年以降こういった同じ雪が降っても、そこにつきましてはしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） ぜひ連携を取って、まず子どもの安全を考えてもらいたいと思います。

それですね、今まで経験したことのない雪でした。大雪の後の雨が降って、道路も大変な状態で、さすがに巡回バスは午後から動けませんという放送が流れました。これに対してですね、巡回バスが動かないくらい、私もちょっと運転してたんで、とてもじゃないが危険で、外に出てみたものの、とても車を運転する状況でなかったんですが、この時でもやっぱりスクールバスとか、それから保育園の送り迎えのバスとか、多分運行してたと思うんです。本当に危険な、今まで経験したことのない悪路でした。

で、この時に、まあ除雪は2時から、早朝からということですけども、こういう巡回バスも動かないような時に、除雪車を私全然見なかったんですね。ですから、日中であってもこういう悪路があちこちで生じていたわけですので、こういう時の指示というのは、どこからしなければならぬとか出されるんですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。浅田建設課長。

○建設課長（浅田善孝君） ただいまの質問にお答えします。

確かに日中に気温が上がって道路の雪が解けて、車の通行や人が歩くのに影響が出て

いるというのは認識しておりましたが、その雪を除雪した場合ですね、水分を含んだ重い雪が塊となって各屋々の間口や車庫の前に寄せられるということになれば、帰宅後、車庫に入れないとか、うちに入れないとか、そういった悪影響も考えられますので、一般的にその際は翌日の通常除雪で対応してるといったところですね。特段、今回は除雪出てくださいという指示は出しませんので、ご理解願いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） やはり町民の安全ということがまず第一だと思います。事故がないように。で、子どもたちの事故もないように。この対策を強力に進めて、保育園の運行とかスクールバスの運行がどういうふうになって、どこら辺が危ないのかっていうことは、この時点でも把握する必要があったのではないかと思います。

いずれですね、こういうことが地球の温暖化、どこでどういうふうな天気になるかわからない、こういう状況の中で、今シーズンの教訓というのは本当にいい経験になったと思うんです。それは町民全体もそうです。ですから、来年の天気はどうだべかなっていうのが皆口々に出る心配事であります。そういうためにもですね、町長の方から今後の対策について、地球温暖化も踏まえた上での何か対策があったらお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 国交省なんかは今要望行ってる時ありますけれども、やはり国の方からも、もう秋田県は、これ雨ですけども、豪雨も毎年あってだいぶ状況が変わってきているねと。それに伴ってじゃないですけども、やはり雪の量もおそらくそれに比例して上がってきてるんじゃないかなというふうに捉えております。

今年、先ほど言ったとおり記録的な大雪となったところでございますけれども、こういったことが普段からあってもおかしくないといった状況だと思いますので、先ほど言いましたように道路パトロールを強化するなどして、町としてもしっかりとその対策を取り組んでいきたいというふうに思っておりますし、そしてまた、危険な箇所、車がスタックしているようなそういった箇所がありましたらですね、是非見上議員からも町役場の方にご連絡いただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに再質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 私も嶋津さんの方に何回か話して連絡は取っております。それで、まあ今回、私も特に気をつけてもらいたいのは、八森地区の信号の付近のところと

か、それから丁字路の大きいところとか、そういうところ、歯医者さんのところとかね、農協のところとか、交通量も非常に多いところですので、あそこにどかんと積まれると、国道の中まで入って行って車が来たか来ないか確かめなくちゃいけないということで非常に危険だという声もあります。そういうところには、なるべく早く速やかに廃雪をしてもらいたい、これをお願いして質問を終わります。

○議長（皆川鉄也君）　これで……

（「議長、いいですか。」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君）　9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君）　先ほどのね見上議員の減免についての再質問の中で、北秋田市が裁判で負けてしまったというような発言がありましたね。ところが課長から、課長の答弁ではね、全くその逆であったわけですね。裁判の問題をですよ、このまま放っておくことはやっぱりできないと思います。これはやっぱり見上議員から訂正を求めるべきだと私は思います。

○議長（皆川鉄也君）　休憩します。

午後　1時53分　休　憩

.....
午後　2時02分　再　開

○議長（皆川鉄也君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これで8番議員の一般質問を終わります。

追加日程第1、陳情第9号、最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める国への意見書提出の陳情を議題とします。

本件については、令和7年12月議会定例会において総務民生常任委員会に付託し、継続審査となっておりましたので、総務民生常任委員会委員長より審査の経緯と結果について報告を求めます。菊地総務民生常任委員会委員長。

○総務民生常任委員会委員長（菊地　薫君）　ご報告いたします。

令和7年12月議会定例会において総務民生常任委員会に付託となっておりました、令和7年陳情第9号、最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める国への意見書提出の陳情書について、3月4日、総務民生常任委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者の被害回復を一刻も早く行う

ことに対する賛成意見もありましたが、この陳情については賛成少数で不採択と決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（皆川鉄也君） 委員長は、しばしお待ち願いたいと思います。

これより陳情第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） この最高裁判決に基づく生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める国への意見書提出の陳情に対して、賛成討論を行います。

これが12月議会に提出されましたけれども、2月に国の方では厚生何とか委員会を開きまして、それで本来全額返さなければ、まあ命令が出たんですけれども、その2割くらいしか認められない。それだけしか返す、まあそれでも返すという答弁が出ました。しかし、それは全員ではなくて、生活保護者の今裁判やってるところが全国で何か所もあります。秋田市でも今10名が裁判を行っておる最中です。その裁判をやってる最中で、全国にいるんですけれども、その人たちにはその差額の支給は出ません。それで、全面、全生活保護者への2%、本当は本来4%返さなければならないということでしたけれども、厚生委員会の中で2%に引き下げられました。で、その2%さえも、現在裁判を行っている人たちには支給されないというこういう結果でありますので、全生活保護者にこれを支給するべきだというこういう陳情に私は賛成をいたします。

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに討論ないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第9号を採決します。この採決は起立で行います。この陳情に対する委員長報告は不採択とするものです。陳情第9号、最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める国への意見書提出の陳情書を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（皆川鉄也君） 起立少数です。したがって、陳情第9号は不採択とすることに決定されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回本会議は、13日午前10時より開会し、議案審議を行いますので、よろしく願いをいたします。

これにて散会します。お疲れ様でございました。

午後 2時07分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 皆川鉄也

同署名議員 8番 見上政子

同署名議員 9番 須藤正人

同署名議員 10番 門脇直樹